

塵芥処理業務委託仕様書

1 委託場所

草加市柿木町188番地

草加市立養護老人ホーム松楽苑

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 支払方法

業務完了払い（毎月払い）

4 年間排出量

可燃物 18,000kg

段ボール、紙、ビン・缶 1,300kg

不燃物 800kg

5 業務内容

週2回、可燃物の収集を行う。

月2回、資源ごみの収集を行う。

月2回、不燃物の収集を行う。

6 塵芥の収集場所及び曜日

施設が指定した場所及び曜日とする。

7 塵芥の処理

収集した塵芥は、法令の定めにより処理するものとする。

8 共通事項

(1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる

者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり、又は提供してはならない。

- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (ア) 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - (イ) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

9 問合せ

草加市立養護老人ホーム松楽苑 担当：小林

電話 048（936）1711